

明石海峡大橋塔頂体験ツアー

せい やく しょ
誓 約 書

私は、明石海峡大橋塔頂体験ツアーへの参加に当たって、下記のとおり誓約します。

- ・補助具なしで、自ら 2km 以上の歩行ができ、階段の昇降ができます。
- ・中学生以上です（中学生の場合は、大人が同伴しています）。
- ・高所及び閉所恐怖症ではありません。心臓病等疾患は持っておりません。万全の体調で「明石海峡大橋塔頂体験ツアー」に参加いたします。
- ・飲酒していません。案内者が、必要と認めた時は、アルコールテストをすることに同意します（アルコールテストの結果、飲酒と判断された場合は、ツアーに参加しません）。
- ・身分証明書（保険証・運転免許証・生徒手帳等）により身元確認されることに同意します。
- ・「明石海峡大橋塔頂体験ツアー」の持参物（リュック等の中身を含む）を金属探知器や目視により確認されることに同意します。
- ・「明石海峡大橋塔頂体験ツアー」に危険物・落下物（カメラ、携帯電話、貴重品を除く）となる物を持ち込みません。
- ・カメラ、携帯電話は主催者が用意したネックストラップに固定し、身につけられない貴重品は主催者が用意したミニリュックに入れて持ち運びます。
- ・着用されている服装の上から主催者が用意した「ブリッジウェア」を着用するとともに、安全のため「ヘルメット」を被ります。
- ・「明石海峡大橋塔頂体験ツアー」参加中は、飲酒、飲食、喫煙をしません。
- ・「明石海峡大橋塔頂体験ツアー」参加中は、案内者の指示に従って行動します。案内者より「明石海峡大橋塔頂体験ツアー」の続行に支障があると判断された場合は、主催者の中止の指示に直ちに従います。
- ・故意又は過失により主催者・施設の設備・機材等に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。
- ・「明石海峡大橋塔頂体験ツアー」参加中に生じた損害のうち、以下の損害については、主催者が一切の責任を負わないことに同意します。
① 本誓約書に違反し又は案内者の指示に従わないなど、参加者の故意又は過失により生じた損害。
② 主催者の過失によって生じた財産上の損害のうち、ツアー料金の額を超える部分の損害。
- ・「明石海峡大橋塔頂体験ツアー」参加中に傷病が発生した場合、応急手当を受けることに異議ありません。
- ・「明石海峡大橋塔頂体験ツアー」への参加前に、主催者による検温に応じます。37.5度以上の発熱がある場合は、「明石海峡大橋塔頂体験ツアー」に参加できなくなることについて了承します。
- ・「明石海峡大橋塔頂体験ツアー」参加中は、危険防止に十分注意するとともに、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、大声での会話禁止、エレベーター含む主塔内での会話を控える等、新型コロナウィルス感染防止対策に協力いたします。

		年	月	日
ふりがな 氏 名				性 別
				男 • 女
生年月日	(大正・昭和・平成)	年	月	日 生
住 所	都 • 道 府 • 県	市	郡	
電話番号	—	—	—	—

注) お客様にご提供いただきました個人情報につきましては、「明石海峡大橋塔頂体験ツアー」の実施以外の目的に使用することはございません。